【１】住居表示制度について

□住居表示とは

住居表示は、住所をわかりやすくするために設けられた制度です。本市で採用しているのは、街区方式という住居表示方法で、町名と二つの番号で住所を表します。二つの番号とは、街区符号と住居番号です。住居番号は、街区の周囲（道路等の境界線）にそって、一定間隔の区切りごとにふられた基礎番号を基に決定しています。

住居表示を実施している区域の住所は、次のように表されます。

（町　名）	（街区符号）	（住居番号）
四日市市〇〇町（△丁目）	１番	２号

□住居表示実施区域一覧

住居表示実施区域・町名一覧

【２】住居番号に関する手続きの種類

□住居番号の付定申請（新規）

住居表示区域内で建物を新築もしくは建替えた場合の届出です。

□住居番号の変更（届出または申出）

〔届出〕

住居表示区域内で建物その他の工作物から道路への出口又は通路を変えたことにより、住居番号が変更になる場合の届出です。（変更になるかどうかは、市民課にご相談ください。）

〔申出〕

住居表示が、制度上やむを得ず同一の住居番号となることがあります。そのため郵便物や宅配便等が誤配されるなど日常生活に不便が生じる場合がありました。このような状況を改善するため、平成２５年４月１日から申出により住居番号に枝番号をつけることができるようになりました。枝番号をつける場合の申出です。

（例１）〇〇町（〇〇丁目）　〇 番 〇 号

↓

〇〇町（〇〇丁目）　〇 番 〇－〇 号

（例２）同一の住居番号の方が変更申出をした場合

＊下記は住居番号が「４号」の建物が同一番号となっていた例

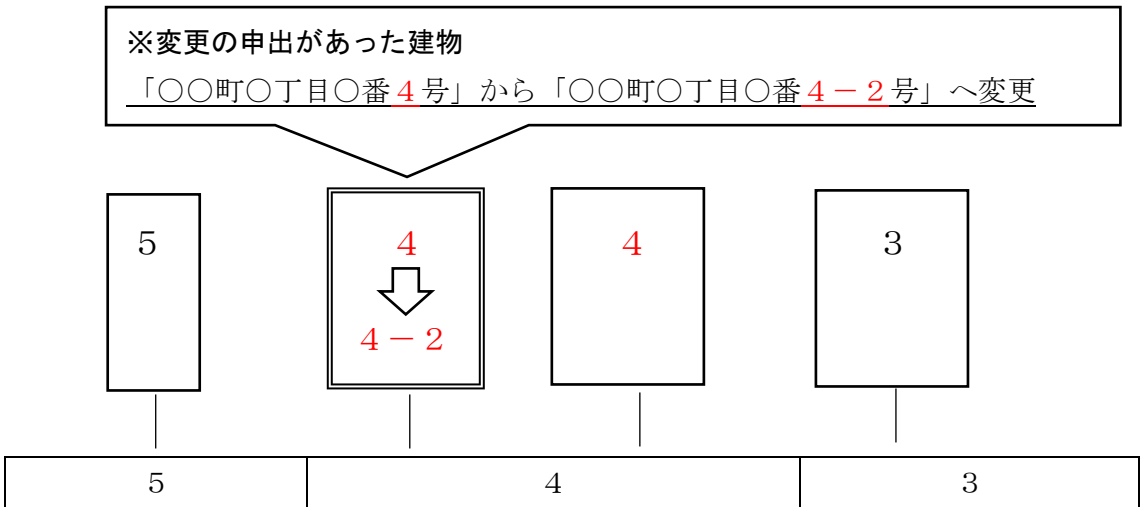

※ 住居番号の変更の申出後の手続きについて

申出により住居番号が変更された場合は、市民課、各地区市民センター（中部を除く）等で住所訂正の手続きをしてください。

加えて、不動産登記、法人登記、車検証、運転免許証、年金受給者証、その他各種許認可の住所変更も必要となりますので、それぞれ手続きをしてください。（手続きにかかる諸費用につきましては、ご自身の負担となります。）

□住居番号廃止の届出

建替えのための取壊しも含め、住居表示区域内で建物が滅失した場合の届出です。

【３】建物名称の変更に関する手続き

□建物名称変更届

マンション、アパート、寮などの名称を変更した場合の届出です。

〔届出〕

住居表示区域内で建物の名称を変更した場合は、届出をお願いします。（届出は建物所有者が行ってください。）

ただし、アパート、マンション、寮などですでに旧名称のまま居住されている（住民登録がある）方がいる場合は、ひとつの建物の中にふたつの名称の建物が存在するかのような誤解が生じ、郵便物等の配達で混乱する可能性もありますので、既居住者には、ご自身で住所訂正の手続きをとるよう十分ご説明をお願いします。

住所訂正の手続きをとりますと、健康保険証、運転免許証、不動産登記、預貯金名義者の住

所変更等の手続きもご自身で行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、手続きに係る手数料などの諸費用も本人負担となります。

【４】手続きの方法と場所

□手続きの方法

<table>
<tr><th colspan="2">届出の内容</th><th>必要書類</th><th>届出後の流れなど</th></tr>
<tr><td colspan="2">付定申請
（新築）
＊建替えの場合も含む</td><td>・住居番号付定申請書（１）
・位置図（場所がわかるもの）
・建物の配置図
・　〃　平面図</td><td rowspan="4">・現地調査
建物から道路への出入り口が確認できる段階で行います。
↓
・「住居番号決定通知書」と「住居番号表示板」をお送りします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変
更</td><td>〔届出〕
出口・通路の変更</td><td>・出口・通路変更届（２）</td></tr>
<tr><td>〔届出〕
建物の名称変更</td><td>・建物名称変更届（３）</td></tr>
<tr><td>〔申出〕
枝番号の付番による変更</td><td>・住居番号変更申出書（４）</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　　止</td><td>・住居番号廃止届（５）</td><td></td></tr>
</table>

※必要書類欄の（１）～（５）は「市民課で行う手続きについて」（トップページ）の住居表示に関する書類１～５に対応

□手続きできる場所

市民課、地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンター

※地区市民センターと市民窓口サービスセンターは、申請・届出・申出を預かり市民課へ送付します。

【５】住所の表示方法

・住居表示実施区域内

四日市市○○町（○○△丁目）<u>○○番○○号</u>

・住居表示実施区域外

住民登録では、敷地の地番を使って

四日市市○○町（○○△丁目）<u>○○番地</u>

地番に枝番があるときは

四日市市○○町（○○△丁目）<u>○○番地○○</u>　＊「小字」は表示しない。

【６】住居表示の証明

・氏名、名称又は施設の名称（住居表示実施当時）
・住居表示実施に伴う旧住所に対する新住所
・住居表示実施日　　についての証明をしています。

※ お問合せは、市民課住居表示担当までお電話ください。

□住居番号と地番に関する証明

住居表示区域内では住所の番号と土地の地番が多くの場合一致しません。住居番号と地番が同一の場所であるという証明を金融機関等から求められることがありますが、住居番号と地番は設定方法が異なるため、そのような事項を証明することはできませんのでご了承ください。

■問い合わせ
市民課 住居表示担当
℡ 059-354-8150
FAX 059-359-0284
e-mail: shimin@city.yokkaichi.mie.jp